

ユニゾン Unison

No.38 令和6年6月発行

Unisonとは、音楽用語で一つの旋律を全部の音声で歌ったり演奏する意味から、すべての人が性にとらわれず、同じ立場で意見を主張できる社会の実現を願って名付けました。

★もくじ★

- 男女共同参画週間／女性消防・救急隊員へインタビュー—— ①
- アンコンシャス・バイアス／
埼玉県パートナーシップ宣誓制度連携協定—— ②
- 困難女性支援法／東部地域振興センター案内—— ③
- お知らせ・募集—— ④

編集・発行 八潮市企画財政部人権・男女共同参画課
〒340-8588 埼玉県八潮市中央1-2-1
Tel 048-996-2111(☎内811)
Fax 048-995-7367
URL <https://www.city.yashio.lg.jp/>



令和6年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ

だれもがどれも選べる社会に

6月23日から29日までの1週間は、「男女共同参画週間」です。

内閣府では、「男女ともに自らの個性と能力を最大限に発揮できる社会を実現していくためのキャッチフレーズ」を募集したところ、応募総数2,348点の応募があり、上記のキャッチフレーズが選ばれました。

この1週間が、皆さんの「男女共同参画」を考えるきっかけになることを願います。

市民を守る **赤** と **白** 命の現場の最前線で活躍する女性隊員に取材！



佐藤 天音 さん

八潮消防署消防第1課消防第2係(写真中央)



成田 知未 さん

八潮消防署消防第1課救急第1係(写真中央)

Q1 お二人の仕事内容を教えてください。

佐藤：火災・救助などの災害出動、救急支援での出動、その他、消防業務に関する事務です。

成田：普段は救急車に乗り救急業務を行っています。

Q2：今までで一番多く1日に出動した回数はどれくらいでしょうか？

佐藤：6件です。

成田：24時間勤務で12件出動したことがあります。

Q3：仕事で苦労したこと、大変なことはありますか？

佐藤：生理など女性特有の体調面での苦労はあります。ですがその都度配慮していただいているので、現場活動への不安はありません。

成田：狭い場所、急な階段などからの搬出は腕力、握力を使いますので、体力面での苦労はあります。ですが他の隊員と協力して活動をしています。

Q4：ズバリ、仕事のやりがいは何でしょうか？

佐藤：日々の訓練において知識や技術を身に付けることができたり、傷病者の方に安心したと言ってもらえることです。

成田：重症傷病者の状態を保ったまま病院へ搬送できた時です。また、安心したなどの言葉をもらえるとうれしく思います。

Q5：消防・救急を目指す未来の隊員たちへメッセージをお願いします！

佐藤：不安は多いと思いますが、体力や知識、技術は訓練を行えば身に付きます。まずは、消防に対する熱意と責任感が大事だと私は考えます。頑張ってください。

成田：男性のイメージが強い職場ではありますが、女性職員が活躍できる業務はたくさんあり、自分を高めることができる職場です。

——佐藤さん、成田さん、ありがとうございました。
お二人の今後のますますのご活躍を期待しています。

アンコンシャス・バイアスに気付こう！

アンコンシャス・バイアス

(unconscious bias) は、日本語で「無意識の偏ったモノの見方」を言います。他にも、「無意識の思い込み」「無意識の偏見」「無意識バイアス」などと表現されることもあります。

血液型をきいて、相手の性格を想像することがある

「性別」で任せる仕事や、役割を決めていることがある

仕事より育児を優先する男性は仕事へのやる気が低い

性別、世代、学歴などで、相手を見ることがある

子育て中の女性に、転勤を伴う仕事の打診はしない方がよいと思う

etc...

／それ、“アンコンシャス・バイアスです”／

Q：アンコンシャス・バイアスは何が問題でしょうか？

A：アンコンシャス・バイアスに気付かずにいることで…

- ・そこから生まれた言動が知らず知らずのうちに相手を傷つける
- ・成長やキャリアに影響を及ぼす
- ・自分自身の可能性を狭めてしまうなどがあります。

Q：では、アンコンシャス・バイアスは解消できるものなのでしょうか？

A：具体的な対処法として、以下の3点があります。

- ・決めつけや押し付けをしないこと
- ・相手の表情や態度の変化など「サイン」に注目すること
- ・自己認知をすることが挙げられます。

アンコンシャス・バイアスの正体は「自己防衛心」です。

脳が無意識のうちに自分にとって都合の良い解釈をすることによって起きています。アンコンシャス・バイアスに気付こうと、一人ひとりが意識することが大切です。

アンコンシャス・バイアスに気付くことは、一人ひとりがイキイキと輝く社会への一歩!!

参考元：内閣府月間総合情報誌「共同参画」2021年5月号
内閣府男女共同参画局HP

パートナーシップ宣誓制度申請手続きが一部簡略化されます！

パートナーシップ宣誓制度とは？

LGBTなどの様々な事情によって、婚姻の意思はあっても現行の婚姻制度の対象にならない方々が、お互いを人生のパートナーとして認め合い、協力し合う関係であると宣誓したことを証明する制度です。

令和6年4月12日、本市を含む埼玉県内62市町村は、「**埼玉県市町村におけるパートナーシップ制度に係る連携に関する協定**」を締結しました。

※Ally（アライ）…LGBT等のことを理解し、応援する人



連携を結んだことで今後の申請手続きは

協定する自治体から転入した場合、簡易な手続きで引き続きパートナーシップ制度をご利用いただけます。

パートナーシップ宣誓制度について詳しくは、市ホームページをご確認ください。



売春防止法から困難女性支援法（新法）へ

困難女性支援法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）が令和6年4月1日に施行されました。

困難女性支援法とは…？

- ・困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図る。人権が尊重され、安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与する。
- ・売春防止法に基づく婦人相談所を「女性相談支援センター」に改称する。女性の立場に合わせた相談や一時保護を行い、医学・心理学的に援助する。
- ・国には女性支援の基本方針、都道府県には基本計画の策定が義務付けられ、市町村には基本計画の策定が努力義務となる。

☆**売春防止法**（1956年制定）では、補導・保護される存在であった女性を、ひとりの困難を抱える女性として「福祉の増進」「人権の尊重・擁護」「男女平等の現実」の視点から、きめ細かに支援をしていくため、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定されました。

売春防止法第3章「補導処分」と第4章「保護更生」が廃止されました。

困難を抱える女性とは…？

DVや性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻、生活困窮、孤独・孤立などさまざまな背景や困難を抱える女性を指します。

存続	第1章 売春の禁止	第2章 勧誘など売春を助長する行為への刑事処分
廃止	第3章 売春を目的とした勧誘行為等をした女性への補導処分	第4章 売春を行うおそれのある女子の保護・更生、指導、施設への収容保護

※第4章を切り離して新法に組み込む

八潮市女性相談室では、困難女性支援法の理念に基づいて相談を行っています。
詳しくは裏面をご覧ください➡

埼玉県東部地域振興センターからのお知らせ

埼玉県東部地域振興センターでは、管内の市町などと連携し、地域振興のための取り組みを行っています。

令和5年度は「女性の活躍とヘルスリテラシー」と題して、「月経」にフォーカスした「女性特有の健康課題」に向けた事業を実施しました。

女性特有の月経随伴症状による1年間の労働損失は5,700億円と試算されています。少子高齢化で生産年齢人口が減少する中、職場や地域で女性がいきいきと活躍する社会を実現するためには、月経など女性特有の健康課題への理解と対応が不可欠です。国や一部の企業では、そのための取り組みも始まっています。

一方で、身近な地域社会や家庭では、男性はもちろん女性も、月経はいまだ「つらくても我慢すべきもの、隠すもの」と思っている方がほとんどです。

そこで、この課題に知見を有する管内企業（株式会社メディセオ）と連携し、令和5年度に市町村向け・企業向けセミナーを実施しました。

このたび、より多くの方に「月経」について理解を深めていただくため、セミナーで紹介した月経をとりまくデータや講師による対談などを掲載したパンフレットを作成しました。

女性はもちろん男性にも読んでいただきたい内容です。

職場研修や地域での講習会などにも、是非、御活用ください。



パンフレットHP



【パンフレットについてのお問い合わせ】
埼玉県東部地域振興センター 地域振興担当
E-mail:n3799861@pref.saitama.lg.jp
TEL：048-737-1110



お知らせ・募集



八潮市 女性 相談室

市では、さまざまな悩みを持つ女性を対象とした相談を実施しています。
夫婦のこと、家族のこと生き方など…。ひとりで悩まないで相談してみませんか？女性相談員があなたの悩みに寄り添います。秘密は守ります。
第1水曜日の午前中は集団で行うピアカウンセリングを実施しています。参加者同士が対等な立場で話し合い、仲間同士で支え合う場です。
まずは個別の「女性相談」を受けた際、相談員に希望をお伝えください。

場所：八潮駅前出張所内相談室
相談日：毎週火・水・木曜日 1日4枠、予約制
①午前10時15分～11時15分
②午前11時30分～午後0時30分
③午後1時30分～2時30分
④午後2時45分～3時45分
予約：子ども家庭支援課 048-933-9437

八潮市 DV 相談 支援室

DV（ドメスティック・バイオレンス＝夫婦や恋人など親密な関係にあるパートナーからの暴力）に関する相談をお受けしています。
DVは、殴る蹴るなどの身体的暴力の他、暴言や脅迫などの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性行為の強要などの性的暴力など多岐にわたります。
これってDV？と感じたら、少しでも早く相談しましょう。

開設場所：子ども家庭部 子ども家庭支援課
相談日：月・金曜日 午前10時～正午、
午後1時～4時
相談専用電話：048-996-3955
※面接相談をご希望の方は、予約が必要です。

八潮市 家庭 児童 相談室

18歳未満のお子さんに関する悩みごと、親と子の関わりなどの相談ができます。育児について相談できる人が身近にいないなどのお悩みにも家庭児童相談員がお話を伺い、より良い解決について一緒に考えます。



場所：子ども家庭部 子ども家庭支援課
相談日：毎週月～金曜日 午前9時～正午、
午後1時～4時
問い合わせ：048-951-5457
※電話・面談どちらでも相談可能。予約の必要はありませんが、他の方の相談中はお待たせすることがあります。

男女共同参画 苦情処理制度

市では、男女共同参画に関する市の施策や男女共同参画を妨げる事案に対する市民や事業者からの苦情の申し出を、公平・中立な立場で処理する機関を設置しています。
苦情処理委員は弁護士と大学教授の2名で構成され、申し出の内容について調査を行い、その結果、必要があると認めるときは関係者に対し、助言、勧告、是正の要望などを行います。申し出に関して、詳しくは、市ホームページをご覧ください。



「男女共同参画 推進活動事業」 実施団体募集

市では、「男女共同参画を推進する」イベントや講演会、研修会などを行っていただく**市内で活動する団体**に、事業に係る経費（上限5万円）をお支払いします。事業の委託には審査が必要です。
詳しくは、市ホームページからご確認ください。

「女性人材リスト」 にご登録いただける 女性を募集

市では審議会などの委員となったださる方の人材バンクを作成しています。子育てや仕事がひと段落ついた方、市の施策に興味をお持ちの方など、人材リストへの登録者を募集しています。
令和5年4月1日時点で、八潮市の審議会などにおける女性委員の割合は34%となっており、市の政策・方針決定過程の場への女性の参画はまだまだと言えるでしょう。誰もが暮らしやすい地域を創るためには、多様な意見が必要です。
多くの方からの登録をお待ちしています。（登録された方、すべてが審議会委員に選考されるものではありません。）登録に関して、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

「地域で豊かに！ グループ名簿」 登録団体を募集

市では男女が共に地域で活動する場としてサークル活動を応援するため、年1回、会員募集のチラシを作成して、市ホームページや市内公共施設へ配布しています。
現在、掲載いただける団体を募集しています。ご希望の団体は市ホームページから登録用紙をダウンロードし、人権・男女共同参画課まで申請してください。（今年度掲載ご希望の団体は7月末日までにご登録ください。8月以降分は次年度掲載となります。）



相談室だより

令和6年4月1日より、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下、困難女性支援法）が施行されました。困難女性支援法は、女性の福祉の増進を図るための法律です。

女性の抱える問題は、年々多様化・複雑化しています。DVや貧困、性暴力、非正規雇用など、性別に関わらず起き得る問題ではありませんが、これらの問題を抱えているのは圧倒的に女性が多い現状にあります。また、予期せぬ妊娠など女性特有の問題もあります。

これまで、これらの問題は“個人”の問題とされがちでした。「あなたがもっと〇〇していれば」などと個人を責める言葉を投げかけられた女性はいくつかもありません。しかし、これらの問題は“個人”の問題ではなく、根底には“社会”の問題が隠れています。社会の問題だからこそ、困難女性支援法の制定に至りました。

さて、八潮市女性相談では、夫婦関係や家族のこと、ご自身の性格や生き方などについてなど、さまざまな悩みを相談することができます。今あなたが抱えている悩みは、もしかしたら多くの女性が同じように抱えている悩みかもしれません。

「仕方ない」と諦めてきたことも、一度話してみませんか？

“話すことは手放すこと”です。今までたくさん背負ってきた心の荷物を手放すのも良いのかもしれない。悩んだら、迷ったら、ぜひご相談にいらしてください。お待ちしております。（女性相談員）

問い合わせ：子ども家庭支援課 048-933-9437

